

## 平成30年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金の選考方法及び選考基準

### 1 選考方法

水源環境保全・再生市民事業支援補助金の補助対象事業の選考に当たっては、県による予備調査を行った上で、水源環境保全・再生市民事業支援補助金選考会(以下「選考会」という。)による1次選考(書類選考)及び2次選考(公開プレゼンテーション)を行い、補助対象事業を選定する。

#### (1) 予備調査

事務局(県水源環境保全課)は、水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付申請書等(以下「申請書等」という。)について、書類上の不備、対象団体・事業の補助要件の適否、申請事業が法令等に抵触していないか等について、予備調査を行う。

予備調査の結果、補助要件に適合する申請事業について、申請書等を選考会委員に送付する。ただし、選考会委員長には、全ての申請書等を送付する。

#### (2) 1次選考（書類選考）

選考会は、予備調査に通過した申請事業について、1次選考を行う。

1次選考は、書類選考とし、「2 選考基準」に基づく得点を基礎として、2次選考の対象事業を選定する。

選考会は、一次選考において、申請内容等から不要と判断した団体については、公開プレゼンテーション出席を免除することができるものとする。

#### (3) 2次選考

##### ア 公開プレゼンテーション

選考会は、2次選考の対象事業について、申請者から直接事業の内容を聞き取り、公平な選考を実施するため、公開プレゼンテーションを行う。

公開プレゼンテーションは、各申請団体から10分程度のプレゼンテーション及び選考会委員からの質疑応答によるものとする。

##### イ 2次選考

選考会は、公開プレゼンテーション終了後、1次選考の結果と公開プレゼンテーションの内容等を踏まえ、2次選考を行い、「採択事業」を選定する。

なお、選考会終了後に、委員長から申請団体に対して選考結果の報告等を行う。

#### (4) 選考会の公開・非公開について

選考会は、公開プレゼンテーションを除き、非公開とする。

#### (5) 選考会開催日程について

1次選考会は、平成30年2月14日（水）とする。

2次選考会(公開プレゼンテーション)は、平成30年3月4日（日）とする。

### 2 選考基準

部門の視点と事業の選考基準により選考を行う。

なお、この選考基準は、事業の優劣を判断するものでなく、この補助金制度における「採択事業」及び「不採択事業」を選定するためものであることに留意する。

プレゼン免除  
の団体も、改  
めて検討し、  
採択事業を選  
定する

## 部門の視点

部 門	視 点
定着支援	新たに取り組む事業でN P O等の定着した活動が期待できるか。
高度化支援	これまでの経験を活かしたものか、また自主財源の確保が確実に見込めるなど、団体のスキルアップ・自立化が期待できるものか。

## 事業の選考基準（5項目について各5点満点とする）

項目	申請区分	視 点	主なチェックポイント
目的	共通	水源環境の保全・再生に資するもので、N P O等が行うことにより効果が見込まれる事業であるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的が5か年計画及び施策大綱に適うものか</li> <li>・市民団体としての特性（地域性・柔軟性・自発性・専門性等）を発揮できる事業か</li> <li>・課題、事業効果は明確となっているか</li> <li>・超過課税が財源である事業との認識が感じられるか</li> <li>・県が行う水源環境保全・再生施策の広報に協力する認識があるか</li> </ul>
効果	間伐材	間伐材の利活用の促進が図れるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の保全・再生事業とは別立ての事業とすべきか</li> <li>・間伐する材の種類や量が明確か</li> <li>・活用方法・活用先が明確か</li> <li>・活用に創意工夫が見られるか</li> </ul>
	水環境モニタリング	水源環境の保全・再生に関する施策の効果測定に寄与する専門性の高い調査か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果が水源環境保全・再生施策の効果測定の材料となるか</li> <li>・高い専門的知識が必要な調査か</li> </ul>
	普及啓発・教育	県民に水源環境保全・再生の必要性を伝えるものか。目的や対象が明確化されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が水源環境保全再生・施策について理解しているか</li> <li>・水源環境保全・再生の必要性を伝えるプログラム構成か</li> <li>・対象者に応じたわかり易い内容となっているか</li> <li>・受講者の募集に工夫・配慮がなされているか</li> </ul>
	水環境モニタリング、調査研究	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与するものか。調査・研究のステップが明確化されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源環境保全・再生施策に係る課題が明確となっているか</li> <li>・課題に対する適切な研究内容となっているか</li> <li>・課題の解決と連動した研究内容となっているか</li> <li>・調査結果の公表や活用についてのビジョンはあるか</li> <li>・研究成果を出すための適切な期間設定がなされているか</li> </ul>
	上記以外	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれるものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5か年計画の特別対策事業と同様の効果を見込んでいるか</li> <li>・効果を高めるための創意工夫が見られるか</li> <li>・地域における課題やニーズを的確に捉え、それに対応する事業となっているか。</li> </ul>
実現性	共通	計画どおり適切に実施される可能性が高	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体としての活動状況、組織構成等から事業遂行能力があると判断できるか</li> </ul>

		いか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に必要な実施体制が整っているか</li> <li>・事業内容に応じた適切な予算計上となっているか。また、予算の積算は妥当か</li> <li>・事業実施可能な適切なスケジュールになっているか</li> <li>・安全面への配慮がなされているか</li> </ul>
水環境モニタリング		専門の研究者を中心 に実施される調査体 制か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究機関等に所属する専門の研究者を中心とした調査体制か</li> </ul>
		水源林エリアでの調 査・研究実績がある か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源林エリアにおいて、団体もしくは調査員による調査・研究実績があるか</li> </ul>
継続性	共通	将来にわたり継続し て実施が可能か。 (定着)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールドの確保は出来ているか</li> <li>・事業を継続できる実施体制が整っているか。</li> <li>・自主財源の確保に対する意識が高いか</li> </ul>
		これまでの経験を活 かした団体のスキル アップや、自立化に 向けた自主財源の確 保が見込めるか。 (高度化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業に類する活動実績が十分であるか</li> <li>・実施事業への専門知識や技術をもっているか</li> <li>・事業のスキルアップに対する意識が高いか</li> <li>・事業収入、会費などの安定的な収入が見込めるか</li> </ul>
	水環境モニタリング	調査、研究のステッ プが明確化されてい るか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に対する今回の調査・研究の結果の位置づけが明確になっており、次の段階に必要な調査・研究が想定されているか</li> </ul>
今後の展開	共通	今後の広がりや深ま りなど発展が見込まれ るものか。(定着)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のステップアップが期待できるか</li> <li>・事業を拡大するため創意工夫は見られるか</li> <li>・事業の積極的な広報が期待できるか</li> </ul> <p>(上記に加え)</p>
		上記に加え、他分野 や他地域等への波及 効果が見込まれるも のか。(高度化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決のためのモデル的・先進的な事業であるか</li> <li>・会員数・財政など団体の自立に向けての考え方 が明確か</li> <li>・補助金終了後も事業を継続（展開）していく方 策があるか</li> </ul>

※「間伐材」とは、「間伐材の利活用促進事業」のことを指す。

※(定着)は定着支援部門を、(高度化)は高度化支援部門のことを指す。

### 3 評価区分

選考基準における各項目の合計点数により、事業を「A」～「C」の3段階で評価する。

選考委員の評価	合計点数
A	19～25
B	12～18
C	5～11

平成30年度 選考方針
2次選考対象事業は次の要件を全て満たす事業とする。
(1) 1次選考における選考委員の評価に「C」がないこと
(2) 1次選考における総合評価点※が8点以上であること
※選考委員の評価が「A」であれば3点、「B」であれば2点、「C」であれば1点として換算し、選考委員の評価を合計した総合評価点を算出する。

### 4 その他

その他、上記に定めのない事項については、選考会が別に定める。